

令和7年度 監査計画

1 監査等の基本的な考え方

監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施については、県民の目線に立った、県民のための監査等を目指すことを基本スタンスとし、適正な予算執行の確保、効率的な行財政運営の確保等の視点に基づいて、公正かつ効果的に行う。

監査等は岐阜県監査委員監査基準に準拠して実施する。監査等の実施に当たっては、合規性、正確性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点を重視し、公正で、より効率的かつ効果的な行財政運営につながる指摘、提言を行うよう努める。

2 監査等の種類ごとの計画

(1) 財務監査（地方自治法第199条第1項）

県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

財務監査は、期日を定めて実施する定期監査（地方自治法第199条第4項）又は随時に実施する随時監査（地方自治法第199条第5項）として実施する。

(ア) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

① 監査対象機関

県のすべての機関（382機関）

② 実施方法

監査の計画に当たっては、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、重点項目を設定する。

監査の実施に当たっては、事前に監査対象機関から監査資料等の提出を受け、監査委員事務局の書記が予備的な監査（以下「予備監査」という。）を行い、その結果を踏まえ、監査委員が監査を実施する（以下、監査委員が実施する監査を「本監査」という。）。

予備監査及び本監査は原則実地及び書面で行うこととするが、監査対象機関の財務状況等により、書面のみで行う機関を設定する。

恒常的に工事又は工事に係る業務委託を発注する機関については、施工後の状況、事業の必要性、投資効果、設計図書内容との整合性を対象に、予備監査及び本監査において、現場を主体とした工事等監査を実施する。

③ 実施時期

予備監査：令和7年5月～令和7年12月

本監査：令和7年7月～令和8年1月

④ 実施体制

監査対象機関の規模等により、原則として以下の体制により実施する。

	実施人数	実地監査実施時間
予備監査 (書記)	1～4人/機関	1～2日/機関
本監査 (監査委員)	1～5人/機関	60～120分/機関

(イ) 随時監査（地方自治法第199条第5項）

① 監査対象機関、実施時期及び実施体制

その都度定める。

② 実施方法

不適正事案の未然防止の観点から、事前通告を行わない抜き打ちの手法を用いて実施するほか、不適正事案が発生した場合に、必要に応じて再発防止の観点から実施する。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

県の機関における事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

行政監査は、定期監査と併せて実施するほか、必要があると認めるときは随時に実施する。

① 監査対象機関、実施方法、実施時期及び実施体制

定期監査と併せて実施する場合は定期監査に準ずるものとし、随時に実施する場合はその都度定める。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

県が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、及び公の施設の管理を行わせている団体の、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

① 監査対象団体

県が財政的援助を与えている団体等（出資・出捐団体、補助金等交付団体、指定管理者）の中から、一定の基準に従い選定する。

ア 出資・出捐団体（11団体）

イ 補助金等交付団体（18団体）

ウ 指定管理者（9団体）

② 実施方法

定期監査に準ずるものとする。

③ 実施時期

予備監査：令和7年10月～令和7年12月

本監査：令和7年11月～令和8年1月

④ 実施体制

監査対象団体の規模等により、原則として以下の体制により実施する。

	実施人数	実地監査実施時間
予備監査 (書記)	2～3人/機関	1～2日/機関
本監査 (監査委員)	1～2人/機関	60～90分/機関

(4) 出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

① 検査対象

一般会計、特別会計、公営企業会計（流域下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計）及び基金に属する現金及び歳入歳出外現金の出納

② **実施方法、実施時期及び実施体制**

過去の検査結果等を総合的に勘案し、検査の重点化・効率化を図る。

事前に資料の提出を受け、監査委員事務局の書記が予備的な検査（以下「予備検査」という。）を行い、その結果を踏まえ、監査委員が検査を実施する（以下、監査委員が実施する検査を「本検査」という。）。

本検査については、毎月例日を定めて実施する。そして、予備検査は書記2～4名により、本検査は監査委員5名により、それぞれ原則として書面により実施するが、1月は予備検査及び本検査を、そして5月は本検査を、それぞれ実地により実施する。

(5) **内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項）**

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続きに沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査を実施する。

① **審査対象**

知事が作成した内部統制評価報告書

② **実施方法、実施時期及び実施体制**

別に定める内部統制評価報告書審査計画書に基づき実施する。

(6) **決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）**

知事から提出された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

① **審査対象会計**

一般会計及び特別会計

公営企業会計（流域下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計）

② **実施方法及び実施体制**

本庁各課の定期監査と併せて実施する。

③ **実施時期**

予備審査：令和7年7月～令和7年9月

本審査：令和7年8月～令和7年9月

(7) **基金運用審査（地方自治法第241条第5項）**

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

① **審査対象基金**

岐阜県土地開発基金、岐阜県美術館美術品取得基金

② **実施方法及び実施体制**

定期監査と併せて実施する。

③ **実施時期**

予備審査：令和7年7月～令和7年9月

本審査：令和7年8月～令和7年9月

(8) **健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）**

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

① **実施方法及び実施体制**

事前に資料の提出を受け、監査委員事務局の書記2名が書面により予備的な審査を行い、その結果を踏まえ、監査委員5名が書面により審査を実施する。

② **実施時期**

令和7年7月～令和7年9月

3 監査等の結果の提出・公表

監査及び審査の結果については、議会及び知事等の執行機関へ提出するとともに、監査委員事務局のホームページで公表する。

4 監査結果の実効性の確保

(1) **監査結果のフォローアップ**

執行機関から監査結果についての改善措置の報告を求めるとともに、その内容を監査委員事務局のホームページで公表する。

また、次年度の監査等において、改善措置の検証を行う。

(2) **監査結果情報の組織内共有**

組織内における牽制効果を高め不適正事案の防止に資するため、監査結果情報を県庁内の電子掲示板に掲示し、周知を徹底する。

5 研修

書記は、自治大学校、全都道府県監査委員協議会連合会、会計検査院等が実施する外部研修に積極的に参加する。

また、書記や外部の専門家を講師とし、会計事務や3E監査の手法等を習得する研修を計画的に実施する。